

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年2月号 | No. 02/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

新 PCT 締約国

イラク (国コード: IQ)

イラクが、2022年1月31日にPCTの加入書を寄託し、これにより155番目のPCT締約国となりました。イラクは、2022年4月30日よりPCTに拘束されます。その結果、2022年4月30日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。またイラクは、PCT第II章にも拘束されることになるため、2022年4月30日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらに、イラクの国民及び居住者は、2022年4月30日よりPCT国際出願を行う資格を有することとなります。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラム (日本国特許庁 – ブラジル国立工業所有権機関 (INPI))

2022年1月1日から、日本国特許庁及びブラジル国立工業所有権機関 (INPI) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第II章) (すなわち、特許性ありと判断された請求

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

項が少なくとも一つ存在する場合)を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の取り決めに関する詳細は、以下をご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/legislacao/legislacao/PPHIIIPortaria55de15.12.21RPI2662de11.01.22.pdf>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページ (https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html (英語))が、上述の情報を含み更新されました。

2021 年の PCT 出願

2021 年の PCT の利用は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響にもかかわらず伸び続け、出願件数は推定 277,500 件¹ に達し、これまでの最多出願件数を記録し、2020 年比で 0.9% の増加となりました。中国が引き続き PCT の最大ユーザであり、69,540 件が出願され (2020 年比で 0.9% 増)、続いて米国が 59,570 件の出願件数 (1.9% 増) で第 2 位となりました。日本 (50,260 件で 0.6% 減)、大韓民国 (20,678 件で 3.2% 増) そしてドイツ (17,322 件で 6.4% 減) が、2021 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。上位 10 か国における各国の合計出願件数と、全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1.	中国	69,540	25.1%
2.	米国	59,570	21.5%
3.	日本	50,260	18.1%
4.	大韓民国	20,678	7.5%
5.	ドイツ	17,322	6.2%
6.	フランス	7,380	2.7%
7.	英国	5,841	2.1%
8.	スイス	5,386	1.9%
9.	スウェーデン	4,453	1.6%
10.	オランダ	4,123	1.5%

上位 10 か国以下では、シンガポール (1,617 件で 23% 増)、フィンランド (1,907 件で 13.8% 増) やトルコ (1,829 件で 13.2% 増) をはじめとする特定の国で著しい成長を見せました。

¹ この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2021 年に国内官庁や広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないためです。出願の確定した数値は今年の後半に公表されます。

全ての国の出願件数、並びに 2020 年の出願件数との比較に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2022/886 のアネックス 1 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0002.html (英語)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

最上位 PCT 出願人は、5 年連続で中国の電気通信会社ファーウェイ・テクノロジーズとなり、2021 年は 6,952 件の出願が公開されました。米国のクアルコム (3,931 件)、大韓民国のサムスン電子 (3,041 件)、同じく大韓民国の LG エレクトロニクス (2,885 件)、そして日本の三菱電機 (2,673 件) が後に続きました。上位 10 出願人のうち、クアルコムが 2021 年に公開された出願件数において最も顕著な増加 (80.9%増) を記録したことで、2020 年の第 5 位から 2021 年では第 2 位へ上昇しました。

上位 10 出願人と 2021 年に公開された PCT 出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	6,952
2. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,931
3. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	3,041
4. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	2,885
5. 三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,673
6. OPPO モバイル (Guang Dong Oppo Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	2,208
7. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,980
8. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,877
9. ソニー (Sony Group Corporation) (日本)	1,789
10. パナソニック IP マネジメント (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd.) (日本)	1,741

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリース (アネックス 2) で公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、551 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、中国と米国からそれぞれ 4 大学と日本とシンガポールの各 1 大学が占めています。教育機関による PCT 出願について、詳しくはプレスリリース (アネックス 3) をご覧下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が 2021 年に公開された PCT 出願件数の最大シェア (全体の 9.9%) を占めました。次にデジタルコミュニケーション (9%)、医療技術 (7.1%)、電子機器 (6.9%)、そして計測 (4.6%) が続きました。2021 年では、上位 10 の技術分野のうち 6 分野で増加を記録し、医薬品 (12.8%増) が急成長を見せ、続いてバイオテクノロジー (9.5%増)、コンピュータ技術 (7.2%増)、そしてデジタルコミュニケーション (6.9%増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリース (アネックス 4) をご参照下さい。

2021 年の出願件数の確定数値の (2022 年 PCT 年次報告による) 公表は、今年後半の PCT ニュースレターでお知らせいたします。

国際出願の電子出願及び処理

タイ: 知的財産局 (DIP) (タイ) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的財産局 (DIP) (タイ) は、2022 年 4 月 1 日から、ePCT 出願を利用して提出される電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 2 月 3 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (TH) が更新されました)

PCT サクセスストーリー

先月号の PCT ニュースレターでは、PCT ウェブサイトに「PCT サクセスストーリー」のページが設けられたことのお知らせしました。PCT がどのようにみなさんの発明を保護するために役立ったかについて、成功談をぜひ共有して下さい。WIPO は、(公開済みの PCT 出願に限りますが) 投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していきます。

この度、サクセスストーリーの第一号が選ばれました。スマートで持ち運びができ、プログラム可能な新しいタイプの運動器具について、出願人がその特許保護を求める際に PCT がどのように役立ったかが語られています。以下のリンクからご一読下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html (英語)

本記事で紹介されている発明の詳細については、当発明の公開された PCT 出願へのリンクが (訳者注: 本記事の末尾に) 提供されています。また PCT サクセスストーリーのページでは、みなさんの成功談をお寄せいただく際に必要な情報も掲載されています。また、このページは全 PCT 10 言語でご利用いただけます。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

カナダ知的所有権庁

カナダ知的所有権庁は、2019 年 10 月 30 日から、国内特許出願に関する取得庁として行動しています。当該官庁は、2022 年 2 月 1 日から、DAS における参加業務の範囲を提供庁として国内特許出願及び PCT 出願まで拡張する旨を IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10739 (英語)

アイルランド知的所有権庁

アイルランド知的所有権庁は、2022 年 2 月 17 日から、国内特許出願、PCT 出願、実用新案出願、国内意匠出願及び国内商標出願に関する DAS 取得庁として運用開始した旨を IB に通知しました。取得庁として、優先権書類の提出期間が出願日若しくは優先日のどちらか早い方から 16 か月を経過していない出願を対象として、DAS を通じて当該官庁に対して利用可能になる優先権書類を認めます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12352 (英語)

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

SAKPATENTI は、PCT 出願及び他の特定の種類の出願に関する取得庁及び提供庁として行動しています。当該官庁は、2021 年 9 月 17 日から、DAS の提供庁及び取得庁双方として利用可能な範囲を商標まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10738 (英語)

デンマーク特許商標庁

デンマーク特許商標庁は、国内特許出願及び PCT 出願に関する提供庁として、また国内特許出願に関する取得庁として行動しています。当該官庁は、2021 年 11 月 30 日から、DAS の提供庁及び取得庁双方として、利用可能な範囲を実用新案出願まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10488 (英語)

DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html (英語)

PCT アップデート

JM: ジャマイカ (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)

JP: 日本国 (手数料)

受理官庁としての日本国特許庁に支払われる送付手数料の料金が、2022 年 4 月 1 日から変更になります。新料金は 17,000 円となります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

SL: シエラレオネ (電話番号、電子メールアドレス、FAX 機の使用停止、国際型調査、仮保護)

TH: タイ (電子出願)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (日本国特許庁)

2022 年 4 月 1 日から、日本国特許庁により実施される国際調査について、日本円で支払われる料金が変更になります。新料金、並びに追加調査手数料の新料金を以下に表示します。

調査手数料:

- 日本語での出願 143,000 円
- 英語での出願 169,000 円

追加調査手数料:

- 日本語での出願 105,000 円
- 英語での出願 168,000 円

日本円による調査手数料の新料金、並びにスイスフラン、ユーロ、韓国ウォン、シンガポールドル及び米国ドルによる換算額は、手数料表 I(b) にも表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (日本国特許庁)

2022 年 4 月 1 日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁に日本円で支払われる、以下の手数料の料金が変更になります (表示されていないその他の手数料に変更はありません):

予備審査手数料:

- 日本語での出願 34,000 円
- 英語での出願 69,000 円

追加予備審査手数料:

- 日本語での出願 28,000 円
- 英語での出願 45,000 円

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

スロバキア共和国工業所有権庁: 予定されている情報システムの停止について

スロバキア共和国工業所有権庁 (IPO SK) は、2022 年 2 月 14 日から 28 日の期間、当該官庁にて予定されているオフィス情報システムの技術的な停止により、産業財産権の手続に関する業務が大幅に制限される旨を国際事務局に通知しました。

当期間中であっても当該官庁の出願システムは、IPO SK の電子サービスポータル、EPO online filing、電子メール、郵送や窓口を通して通常通り機能する予定です。ただし、出願が提出されても当該官庁の Web Registers では更新されないため、Web Registers にて提出を確認することはできません。同様に、データへのアクセスが制限されるため、当該官庁の職員が提供できる情報は、進行中の手続に関する基本情報に限られます。

なお、2022 年 3 月 1 日から、提出される全ての書類は時系列で補足され、更新されます。今回更新される情報システムは、IPO SK のサービスにとって新しく重要な技術アップデートとなります。詳細は、当該官庁のウェブサイト (<https://www.indprop.gov.sk/en/about-office/news-1/news>) 並びにソーシャルメディアのページからご覧下さい。

ご質問は、IPO SK Information Center までお問合せ下さい。

電話番号: (421 – 48) 43 00 131

電子メール: infocentrum@indprop.gov.sk

PCT 実施細則の修正

PCT 実施細則の第 204 号、207 号、208 号、313 号、332 号、333 号、335 号、405 号、513 号、610 号、707 号(a の 2) 並びに附属書 C が更新され、2022 年 7 月 1 日付で発効予定です。

上記の修正 (及び新たな附属書 C) を含む実施細則の更新版は、それぞれ以下の PCT リーガルテキスト ページ右横の実施細則の欄から、英語、仏語及びスペイン語の PDF 版が利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語及び仏語の条文は、HTML 形式でも利用可能です。

2022 年 7 月 1 日から発効する実施細則の全条文は、第 53 回 PCT 総会で採択された PCT 規則 82 の 4 の修正に関する協議の終了後、同ページにて掲載される予定です。

上述の変更に関する詳細は、以下の PCT 回章 C. PCT 1627 及び C. PCT 1636 に説明されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/> (英語)

PCT 様式の修正 (2022 年 7 月 1 日より有効)

下記に記載された様式の修正版は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html> (英語/日本語)

修正に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1627 及び C. PCT 1636 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/> (英語)

願書様式及び国際予備審査請求書様式

Request form 「願書」 様式 (PCT/RO/101) 並びに Demand form 「国際予備審査請求書」 様式 (PCT/IPEA/401) が修正されました。

修正版は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

受理官庁に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/RO/151 (Notification of Transmittal of Purported International Application to the International Bureau (IB) as Receiving Office and Invitation to Pay Fee 「受理官庁としての国際事務局への国際出願として提出された書類の送付通知書並びに手数料納付命令書」)

修正版は、英語、仏語、独語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

受理官庁としての IB に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/ROIB/198 (List of Documents Filed with the IB as Receiving Office 「受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の一覧」)
- PCT/ROIB/199 (Acknowledgement of Receipt of Documents Filed with the IB as Receiving Office 「受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書」)

修正版は、英語及び仏語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

国際調査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/ISA/201 (International-Type Search Report 「国際型調査報告」)
- PCT/ISA/202 (Notification of Receipt of Search Copy 「調査用写しの受理通知書」)

- PCT/ISA/203 (Declaration of Non-Establishment of International Search Report 「国際調査報告を作成しない旨の決定」)
- PCT/ISA/210 (International Search Report 「国際調査報告」)
- PCT/ISA/225 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」)
- PCT/ISA/237 (Written Opinion of the International Searching Authority 「ISA 見解書」)

修正版は、英語、仏語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

また、PCT/ISA/233 (Invitation Relating to Free Text in Main Part of Description 「明細書本文のフリーテキストに関する命令書」) が削除されました。

補充調査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/SISA/501 (Supplementary International Search Report 「補充国際調査報告」)
- PCT/SISA/502 (Declaration of Non-Establishment of Supplementary International Search Report 「補充国際調査報告を作成しない旨の決定」)
- PCT/SISA/504 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出並びに遅延提出手数料納付の命令書」)
- PCT/SISA/506 (Notification of Receipt of Copy of International Application for the Purposes of Supplementary International Search 「補充国際調査用の国際出願の写しの受領書」)

修正版は、英語及び仏語の PDF 形式で利用可能です。

国際予備審査機関に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/IPEA/408 (Written Opinion of the International Preliminary Examining Authority 「IPEA 見解書」)
- PCT/IPEA/409 (International Preliminary Report on Patentability (Chapter II of the Patent Cooperation Treaty 「特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)」)

- PCT/IPEA/441 (Invitation to Furnish Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listing and to Pay, Where Applicable, Late Furnishing Fee 「(基準を満たす)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出並びに遅延提出手数料支払の命令書」)

修正版は、英語、仏語、独語及びスペイン語で、編集可能な PDF 形式で利用可能です。

IB に関連する様式

次の様式が修正されました。

- PCT/IB/375 (Supplementary Search Request 「補充調査請求書」)
- PCT/IB/399 (International Application Status Form (IASF) 「国際出願のステータスに関する様式」)

前者 PCT/IB/375 の修正版は、英語及び仏語で編集可能な PDF 形式で、また後者 PCT/IB/399 の修正版は、英語及び仏語の PDF 形式で利用可能です。

世界知的財産の日 2022 – IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション

若者 (ユース) のための動画コンテスト

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号でお知らせした通り、今年の世界知的財産 (IP) の日のキャンペーンは「IP and Youth」をテーマとし、より良い未来のためにイノベーションに挑戦し、変革を推進する若者の大きな可能性を特集します。WIPO は、世界知的財産の日特設ユース・ギャラリーの創設など、若者を対象とする数多くのイニシアチブに加え、世界知的財産の日 若者のための動画コンテストも開催しています。

動画コンテストは、最大 5,000 スイスフラン相当のお好みのデジタル機器の豪華賞品 (や他の賞品) が獲得できる機会です。応募者は、(応募の締切日である) 2022 年 3 月 11 日現在、18 歳以上 35 歳以下であることが条件となります。

90 秒以内のビデオクリップを録画して、知的財産権に支えられた革新的な問題解決方法が、例えば、気候変動、グローバルヘルス、持続可能な社会、若者のエンパワーメントなど、若者が大きな関心を持っている特定の課題にどう取り組むものかを表現して下さい。知的財産により良い未来を実現する力があることを示す動画を作成して下さい。

応募方法の詳細は、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2022/video-prize.html> (英語)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

例年同様 4 月 26 日に開催される世界知的財産の日について、詳しくは、以下のページをご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/> (英語)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92*bis*) (2022 年 2 月 10 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Mastering priority claims in PCT applications (2022 年 1 月 25 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

WIPO 標準 ST.26 形式による配列表を含む国際出願の提出

Q: WIPO 標準 ST.25 形式による配列表を含んだ国内出願を 2021 年 9 月 1 日に行いました。当該国内出願の優先権を主張して国際出願を行いたいのですが、配列表の新標準が 2022 年 7 月 1 日に発効すると聞きました。どうすれば良いのでしょうか？

A: WIPO 標準 ST.26 (「ST.26」) は、特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列を開示するための新しい XML 標準です。WIPO 標準 ST.25 (「ST.25」) と比較して、新標準は、(例えば、分岐配列、D-アミノ酸及びヌクレオチド類似体などの) 配列型が追加され、主要な配列データベースの要件により合致したものになっています。これにより、配列表の作成と検索用の配列データの取得の双方が容易になります。

適用される標準は、国際出願の出願日により決定されます。2022 年 7 月 1 日以前に行われる国際出願における配列の開示は、出願時及びその後に提出される配列表の双方について、引き続き ST.25 に準拠する必要があります。一方、2022 年 7 月 1 日以降に行われる国際出願における配列の開示については、優先基礎出願が ST.25 に基づく配列表を含んでいる場合であっても、ST.26 に準拠する必要があります。国内出願の場合であっても同様の規定となっていますが、関係する個別の官庁に確認して下さい。

非常に重要な点は、出願日の時点で適用されている正しい標準を使用することです。ST.26 の配列には必須 Qualifier が含まれており、ST.25 の Qualifier テキストとは異なる内容が要求されることがあります。したがって、(2022 年 7 月 1 日以前に行われる国際出願に使用される ST.26 であれ、当該日以降に行われる国際出願に使用される ST.25 であれ) 誤った標準を用いた配列表の提出は方式的な欠陥となり、その欠陥を補正したり、主題を追加せずに正しい標準を用いて出願内容を補正することは、困難又は不可能な場合があります。

そのため出願人は、優先期間を末日まで使わずに、2022 年 7 月 1 日以前に国際出願を行うことを検討してもよいかもしれません。そうすれば、国際出願における優先基礎出願の ST.25 に基づいた配列表を変更することなく使用することができます。

2022 年 7 月 1 日以降に国際出願を行いたい場合には、出願予定日より十分な余裕をもって、<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html> から WIPO Sequence ソフトウェアをダウンロードし、ST.25 に基づいた配列表を ST.26 形式へ変換して下さい。ソフトウェアの既存版は、変換作業に十分な機能を備えています。国際事務局 (IB) は、より利便性の高い新バージョンを 5 月までにリリースする予定です。ST.26 の附属書 VII に記載されている追加若しくは削除される可能性のある主題については、ST.25 から ST.26 への配列表の変換に関する推奨事項が以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-26-01.pdf> (英語)

また、配列表のフリーテキストの表示に関する PCT 規則 5.2(b) の規定が 2022 年 7 月 1 日から変更されることになり、明細書の本文にもフリーテキストを表示する旨の要件が削除される点も認識しておく必要があります。ST.26 では、一つの配列表に二言語まで (英語及び/又はその他一言語) のフリーテキストを含めることができます。国際調査や国際公開のために翻訳文が必要とされるのであれば、受理官庁が提出される国際出願の配列表にあるフリーテキストの翻訳文の言語を認めていることを条件として、出願時に当要件を満たすことが可能となります。

出願後に官庁がフリーテキストの翻訳文を要求する場合、要求された言語によるフリーテキストを含む新しい配列表を提出する必要があります。フリーテキストの翻訳文は、WIPO Sequence 内で手動で作成することができます。また別の方法として、当ソフトウェアでは、元の言語での関連するフリーテキストの用語を含む、標準書式である XLIFF (XML Localization Interchange File Format) ファイルをエクスポートすることができます。これらのファイルは、標準的な専門翻訳ソフトウェアを用いて読み込むことができ、翻訳者が入力する必要な言語のテキストを WIPO Sequence が読み込むと、新しい配列表が自動的に作成されます。

ST.26 の実装に関する詳細は、以下の ST.26 に関するよくある質問をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ST.26 や WIPO Sequence software についてのご質問は、国際事務局 wiposequence@wipo.int までお問合せ下さい。